

藤 の 実 会 会 則

(名称、所在地)

第1条 藤女子専門学校、藤女子短期大学、藤女子大学、藤女子大学大学院の同窓会を「藤の実会」（以下、「本会」という。）と称し、本会の所在地は札幌市北区北16条西2丁目 藤女子大学内に置く。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、かつ母校の発展に協力することを目的とする。

(事業)

第3条 本会の事業として次の各号を行う。

- (1) 毎年会報を発行する。
- (2) 会員名簿の管理等を行う。
- (3) 母校及び在學生を支援する。
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

(会員)

第4条 本会は、藤女子専門学校、藤女子短期大学、藤女子大学、藤女子大学大学院の卒業生を正会員とし、母校教員及び旧教員を名誉会員とする。

(名誉会長、顧問)

第5条 本会は、名誉会員の中より次に掲げる名誉役員を置くことができる。

- (1) 名誉会長は、現任の学長とする。
- (2) 顧問は、現任の副学長とする。

(役員)

第6条 本会の運営を行うため、正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 総務 若干名
- (4) 会計 2名
- (5) 会計監査 2名

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長仕事を代行する。
- (3) 総務は、本会が行う事業を執行する。
- (4) 会計は、本会の会計事務を行う。
- (5) 会計監査は、会計及び財産の状況を必要に応じて監査する。

(役員の選出)

第8条 役員は次により選出する。

- (1) 会長及び会計監査の選出に当たっては、役員選考委員会を設け、役員選考委員会において会員の中から選考を行い、総会において承認を得るものとする。
- (2) 前号の役員選考委員会の委員は、役員会で選考の上、会長が委嘱する。

2 副会長、総務、会計は会長が任命する。

(役員の任期)

第9条 役員の任期は1期2年とし、再任を妨げない。また、欠員が生じた場合は、速やかに補充を行い、その任期は前任者の残任期間とする。

2 会長、会計監査、会計の任期は2期を限度とする。

(事務局)

第10条 本会に事務局を置き、会務の補佐を行う。

2 事務局には事務担当者を置く。事務担当者は、正会員の中から会長が委嘱する。

(支部)

第11条 本会に支部を置く。支部は会員在住の地域に設けることができる。

2 支部の設置及び運営については別に定める。

(会議)

第12条 本会の会議は、総会、役員会、支部長会とする。総会及び役員会においては、特に定めのない限り出席者の半数以上の賛成をもって議決する。

(1) 総会

総会は、年1回開催し、次の事項について議決する。

ア 事業報告、事業計画案に関わる事項

イ 決算、予算案に関わる事項

ウ 会費に関わる事項

エ 役員を選出に関わる事項

オ 会則の改正に関わる事項

カ その他、本会に関わる事項

2 会長は、必要に応じて臨時総会を招集することができる。

(2) 役員会

役員会は、会長が招集し、事業の執行及び総会の議案を審議する。

2 総会までの間、必要ある議題について議決し執行することができる。後日、総会に報告する。

(3) 支部長会

支部長会は会長が招集し、役員会と支部との連携及び支部間の連携について協議する。

(財政)

第13条 本会は、正会員の入会金及び会費をもって運営する。

2 会費は、終身会費及び年会費とする。但し、年会費は2000年(平成12年)以前の卒業生のみ適用する。

3 入会金及び終身会費は、原則として在学中に納入する。

4 前項の規定に関わらず、2022年(令和4年)3月までの卒業生は、卒業後に終身会費又は年会費を納入することができる。なお、終身会費は2回に分けて納入することができる。

(会員の異動)

第14条 住所又は姓名身上に異動のあった会員は、速やかに本会に通知する。

(会則の改正)

第15条 会則の改正は、総会出席者の3分の2以上の賛成をもって議決する。

付則

この会則は1950年(昭和25年)から施行する。

この会則は1996年(平成8年)7月7日から施行する。

この会則は1997年(平成9年)6月29日から施行する。

この会則は1998年(平成10年)6月13日から施行する。

この会則は2000年(平成12年)7月2日から施行する。

この会則は2001年(平成13年)6月24日から施行する。

この会則は 2002 年(平成 14 年)6 月 16 日から施行する。
この会則は 2003 年(平成 15 年)6 月 24 日から施行する。
この会則は 2011 年(平成 23 年)6 月 18 日から施行する。
この会則は 2019 年(令和元年)6 月 15 日から施行する。

藤の実会支部細則

藤の実会会則第 11 条に基づき、支部の設置及び運営について次のとおり定める。

- 1 本会に支部を置く。支部は次のとおりとする。
 関西、東京、函館、室蘭、釧路、稚内、苫小牧、旭川、北見、十勝
- 2 支部の新設及び解散並びに細則の改正は、総会で承認する。
- 3 藤の実会は、支部運営のために支部援助費を支給する。